

## 議案第57号

### 愛西市火災予防条例の一部改正について

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について政令の規定に準拠するため、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市火災予防条例の一部を改正する条例

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第48条」に、「第48条・第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第49条を第50条とし、第48条を第49条とする。

第6章中第47条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。

（タンクの水張検査等）

第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2 消防長は、前項の水張検査又は水圧検査を行った結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、タンク検査済証を交付するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。